

事 案 の 公 示

事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止に係る事業計画変更の事前届出書

近運自一公示第5号

令和8年6月16日

近 畿 運 輸 局

| 事案番号 | 件名 | 届出事業者名 | 休止又は廃止しようとする路線 (起点・終点) | 運 行 系 統 | 休止又は廃止の予定日 | 休止又は廃止を必要とする理由 |
|------|----|----------|---|---|---|---|
| 1 | 休止 | 神姫バス株式会社 | 起点(1): 兵庫県神戸市西区平野町中津466-1地先 終点(2): 兵庫県神戸市西区中野1丁目4-17地先 キロ程2.35km 起点(3): 兵庫県神戸市西区見津が丘1丁目15地先 終点(4): 兵庫県神戸市西区見津が丘3丁目18地先 キロ程0.7km 起点(5): 兵庫県神戸市西区見津が丘4丁目11-3地先(木見東交差点) 終点(6): 兵庫県神戸市西区櫛谷町池谷348地先 キロ程6.7km 起点(7): 兵庫県神戸市西区玉津町二ツ屋88-1地先 終点(8): 兵庫県神戸市西区伊川谷町潤和238-475地先 キロ程1.5km 起点(9): 兵庫県神戸市西区伊川谷町前開763-3地先(前開交差点) 終点(10): 兵庫県神戸市西区伊川谷町布施畑804地先(布施畑交差点) キロ程3.5km 起点(11): 兵庫県明石市中朝霧丘12-10地先 終点(12): 兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬794地先 キロ程1.5km | 273 (明石駅前～伊川谷駅～太山寺～名谷駅前) 273-4 (明石駅前～伊川谷小学校前～学園都市駅前～名谷駅前) 310-4 (神戸複産団地東～木津駅～産団協前～西神中央駅前) 310-5 (西神中央駅前～産団協前～木津駅～見津が丘4丁目) 312-4 (明石駅前～出合中野公園～中村) 316 (明石駅前～西建設事務所前～新生病院) 1234 (明石駅前～東朝霧丘～日向前～大末～朝霧3丁目～明石駅前) 1234-1 (明石駅前～東朝霧丘～日向前) | 2027年4月1日 (休止期間: 2027年4月1日～2028年3月31日) | 廃止を予定する運行系統については、人口減少の影響を受け利用者の減少が続いており、便数の見直しなどを実施しコストを抑えながらの路線維持を続けてきたものの、乗務員不足も深刻化していることから、これ以上の運行継続は困難と判断し、路線を休止する運びとなった。 |

【意見の聴取申請に関する事項】

本事案に関して、道路運送法第15条の2第2項の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の①～④の事項を記載した意見聴取申請書を近畿運輸局自動車交通部旅客第一課又は管轄運輸支局輸送（輸送・監査、企画輸送・監査）部門まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

- ① 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事案の件名及び事案番号
- ③ 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- ④ 意見聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた方に対して、実施予定日の10日前までに通知いたします。

【参 考】

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止については、道路運送法第15条の2第1項の規定により、実施予定日の6ヶ月前までに届け出ることによって実施可能となっています。この意見の聴取は、本事案に係る休廃止を行った場合における旅客利便の確保についての意見を聴取し、同条の第3項及び第4項に基づく休廃止の実施日の繰り上げが可能かどうかを判断するために行うものです。

意見聴取において届出を行った事業者が繰り上げを希望し、かつ、他の利害関係人から特段の意見のなかった場合などにおいて、旅客の利便を阻害しないと認められるときには、繰り上げを行うことがあります。